

土木工事共通仕様書(2020年7月) 2021年4月一部改定箇所一覧(概要)

編		章		改定項目	年月(最新)
第1編	共通	第1章	総則	一部改定(2021年4月)	2021年7月
		第2章	工事材料		2020年12月
		第3章	一般施工		2020年12月
		第4章	出来形管理		2020年12月
		第5章	様式集		2019年7月
		付録図	作業標準及びプロセスチェック		2020年7月
		付録表	品質・出来形管理項目表	一部改定(2021年4月)	2021年7月
		付録	工事書類一覧表		2020年12月
第2編	建設工事	第1章	基礎工事		2020年7月
		第2章	下部工事		2019年7月
		第3章	鋼桁及び鋼製橋脚工事		2020年7月
		第4章	床版工事		2020年7月
		第5章	R C・P C桁工事		2019年7月
		第6章	塗装工事		2020年7月
		第7章	道路工事		2020年7月
		第8章	トンネル工事		2020年7月
		第9章	開削トンネル工事		2019年7月
		第10章	シールドトンネル工事		2019年7月
		第11章	舗装工事		2020年12月
		第12章	道路附属物工事		2020年7月
		第13章	様式集		2019年7月
第3編	補修工事	第1章	鋼構造物補修工事		2019年7月
		第2章	コンクリート構造物補修工事		2020年7月
		第3章	舗装補修工事		2020年7月
		第4章	塗装塗替工事		2020年7月
		第5章	伸縮継手補修工事		2019年7月
		第6章	環境対策工事		2019年7月
		第7章	耐震補強工事		2020年7月
関係基準	1	出来高算出要領			2019年7月
	2	工事現場における保安施設の設置基準			2019年7月
	3	コンクリート単位水量管理基準			2020年12月
	4	コンクリートのアルカリ骨材反応抑制対策実施要領			2019年7月
	5	無収縮モルタル施工指針			2019年7月
	6	異形鉄筋スタッド方式頂版接合工施工要領			2019年7月
	7	塗料規格(HDK規格)			2020年12月
	8	高架構造の出来形管理要領			2019年7月
	9	土工施工管理要領			2019年7月
	10	施工計画書作成要領			2019年7月
	11	データテーブル記入要領			2019年7月
	12	工事写真撮影要領			2020年7月
	13	エポキシ樹脂品質管理基準	一部改定(2021年4月)		2021年7月
	14	あと施工アンカー施工要領			2019年7月
	15	契約後V E方式の実施要領			2020年7月
	16	電子納品に関する手引き(土木設計業務・土木工事編)	一部改定(2021年4月)		2021年7月
	17	土木工事請負契約における設計変更ガイドライン			2020年7月
	18	工事一時中止ガイドライン			2020年12月
	19	週休2日制ガイドライン	一部改定(2021年4月)		2021年7月
	20	コンクリート構造物の非破壊試験要領			2020年7月
	21	設計・施工連絡会議(三者会議)実施要領			2019年7月
	22	ワンデーレスポンス実施要領			2019年7月
	23	工事版ウィークリースタンス実施要領			2019年7月
	24	Live立会実施要領			2020年12月
	25	建設キャリアアップシステム(CCUS)活用促進ガイドライン			2021年4月

土木工事共通仕様書(2020年7月) 2021年7月一部改定概要

No.	編	章	節	項目	改定概要	備考
1	第1編	第1章	2	1.2.3工程管理及び作業予定	変更工事実施工程表の作成時期と手続を明示	
2	第1編	付録	—	品質・出来形管理項目表	誤植を修正	
3	関係基準	13	—	エポキシ樹脂品質管理基準	圧縮弾性率算出時の対象ひずみ範囲について試験片のバラツキ等を考慮し、修正	
4	関係基準	16	—	電子納品に関する手引き	誤植を修正	
5	関係基準	19	—	週休二日制ガイドライン	取得計画書の提出時期について誤認を防ぐため、工事着手→現場着手に修正	

注1)詳細は新旧対照表を参照のこと。

工種 (頁)	—	改定年月日	2021年 7月 1日	公表 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p data-bbox="842 268 1222 336">2020年12月1日一部改定 2021年7月1日一部改定</p> <p data-bbox="418 940 952 1016">第1編 共通</p> <p data-bbox="531 1134 839 1184">第1章 総則</p> <p data-bbox="566 1537 804 1587">2020年7月</p> <p data-bbox="433 1688 943 1738">阪神高速道路株式会社</p>		<p data-bbox="1516 940 2050 1016">第1編 共通</p> <p data-bbox="1629 1125 1938 1176">第1章 総則</p> <p data-bbox="1665 1528 1902 1579">2020年7月</p> <p data-bbox="1531 1680 2041 1730">阪神高速道路株式会社</p>		

第1章 総則
第2節 工事一般

1.2.3 工程管理及び作業予定

(1) 工事実施工程表

受注者は、工事の着手に先立ち、バーチャート又はネットワークの手法で表した工事実施工程表を作成し、工事打合せ簿により工事実施工程表承諾願を提出し、監督員の承諾を得なければならない。なお、工事実施工程表は、書類整理等事務処理期間を含めたものでなければならない。

(2) 工程管理

受注者は、監督員の承諾を得た工事実施工程表に基づき、工事の施工や特記仕様書の条件等及び技術提案の履行状況並びに変更契約等に必要な事務処理が契約工期内に完成するよう工程管理を行わなければならない。なお、受注者は、承諾を得た工事実施工程表に実際の工事の進捗状況を対比して記入し、監督員が提出を求めた場合には、速やかに提出しなければならない。

また、受注者は、週の最初の作業日までに工事内容、監督員の検査等週の作業予定を監督員に情報通信技術を用いた手段等（電子メール等）により連絡しなければならない。

(3) 工事実施工程の変更

受注者は、施工条件の変化に伴い、工程に変更が生じたときは、速やかに変更工事実施工程表を作成し、監督員の承諾を得なければならない。

ただし、工期へ影響を与えない軽微な変更等又は変更契約の対象となる項目を含む変更が生じた場合には、当該内容を反映した工程表を作成し、Hi-TeLus のコメント機能等により当該工程表及び関連情報を受発注者間で共有するものとし、変更契約締結後、変更契約内容を反映した変更工事実施工程表を作成の上、監督員の承諾を得るものとする。

なお、工程に変更が生じた後からしゅん工時までの間に変更契約を実施する予定がない場合には、工程の変更内容の重要性を問わず、当該内容を反映した変更工事実施工程表を作成し、監督員の承諾を得るものとする。

(4) 月間工程表等の提出

受注者は、監督員が必要と認めて、月間工程表等の提出を指示した場合には、これに従わなければならない。

第1章 総則
第2節 工事一般

1.2.3 工程管理及び作業予定

(1) 工事実施工程表

受注者は、工事の着手に先立ち、バーチャート又はネットワークの手法で表した工事実施工程表を作成し、工事打合せ簿により工事実施工程表承諾願を提出し、監督員の承諾を得なければならない。なお、工事実施工程表は、書類整理等事務処理期間を含めたものでなければならない。

(2) 工程管理

受注者は、監督員の承諾を得た工事実施工程表に基づき、工事の施工や特記仕様書の条件等及び技術提案の履行状況並びに変更契約等に必要な事務処理が契約工期内に完成するよう工程管理を行わなければならない。なお、受注者は、承諾を得た工事実施工程表に実際の工事の進捗状況を対比して記入し、監督員が提出を求めた場合には、速やかに提出しなければならない。

また、受注者は、週の最初の作業日までに工事内容、監督員の検査等週の作業予定を監督員に情報通信技術を用いた手段等（電子メール等）により連絡しなければならない。

(3) 工事実施工程の変更

受注者は、施工条件の変化に伴い、工程に変更が生じたときは、速やかに変更工事実施工程表を作成し、監督員の承諾を得なければならない。

(4) 月間工程表等の提出

受注者は、監督員が必要と認めて、月間工程表等の提出を指示した場合には、これに従わなければならない。

工程の変更内容の重要性に応じて、変更工事実施工程表の作成時期と手続を明示。

改定理由

注意事項

工種(頁)	—	改定年月日	2021年 7月 1日	公表・社内限
改定(新)		現行(元)		備考
<p data-bbox="842 310 1222 380">2020年12月1日一部改定 2021年7月1日一部改定</p> <p data-bbox="457 888 914 961">第1編 共通</p> <p data-bbox="605 1031 765 1079">付 録</p> <p data-bbox="507 1100 863 1131">(品質・出来形管理項目表)</p> <p data-bbox="557 1604 804 1644">2020年 7月</p> <p data-bbox="457 1715 914 1755">阪神高速道路株式会社</p>		<p data-bbox="1555 882 2012 955">第1編 共通</p> <p data-bbox="1703 1024 1863 1073">付 録</p> <p data-bbox="1605 1094 1961 1125">(品質・出来形管理項目表)</p> <p data-bbox="1656 1593 1902 1633">2020年 7月</p> <p data-bbox="1555 1705 2012 1745">阪神高速道路株式会社</p>		

表-2.7.10(3) 骨材
(a)粗骨材

種別	項目	規格値・判定基準	試験方法	時期・状況	対象	手続等		
						立会	書類区分	書類名等
前記物 品質 の 目録値	安定性試験の目録値	【表層・表層】 損失率15%以下 【上層部等】 損失率12%以下	縦横調査・試験法規程 A004	工事開始時 及び 品質又は集材が 変わった場合	全数	-	品取・ 集工管理	材料 承認書 (配合設計) に添付して 提出
	粘土、粘土塊	全試料0.015%以下	縦横調査・試験法規程 A003					
	砂らみ石片	全試料0.06%以下	縦横調査・試験法規程 A007					
	細長、扁平状石片	全試料0.10.0%以下	縦横調査・試験法規程 A008					

(b)砕石

種別	項目	規格値・判定基準	試験方法	時期・状況	対象	手続等		
						立会	書類区分	書類名等
前記物 品質 の 目録値	粒質	JIS A 5001に適合すること	JIS A 5001	工事開始時 及び 品質又は集材が 変わった場合	全数	-	品取・ 集工管理	材料 承認書 (配合設計) に添付して 提出
	表記比率	2.4%以上	JIS A 1110					
	吸水率	3.0%以下	JIS A 1110					
	耐摩耗性	割断面積率 5%以下	PT-65-27 (80℃、30分)					
すしり 現象	一般運送物	30%以下	JIS A 1121					
	ポラスアリアル舗装用	20%以下	JIS A 1121					

※耐摩耗性(PT-65-27)は、縦横調査・試験法規程A017指骨材の耐摩耗性試験法による。
※すしり現象試験は、粒径10.2～4.75mmのものについて実施する。
※砕石は、呼び名で5号、6号、7号を使用するものとする。

表-2.7.10(3) 骨材
(a)粗骨材

種別	項目	規格値・判定基準	試験方法	時期・状況	対象	手続等		
						立会	書類区分	書類名等
前記物 品質 の 目録値	安定性試験の目録値	【表層・表層】 損失率15%以下 【上層部等】 損失率12%以下	縦横調査・試験法規程 A004	工事開始時 及び 品質又は集材が 変わった場合	全数	-	品取・ 集工管理	材料 承認書 (配合設計) に添付して 提出
	粘土、粘土塊	全試料0.015%以下	縦横調査・試験法規程 A003					
	砂らみ石片	全試料0.06%以下	縦横調査・試験法規程 A007					
	細長、扁平状石片	全試料0.10.0%以下	縦横調査・試験法規程 A008					

(b)砕石

種別	項目	規格値・判定基準	試験方法	時期・状況	対象	手続等		
						立会	書類区分	書類名等
前記物 品質 の 目録値	粒質	JIS A 5001に適合すること	JIS A 5001	工事開始時 及び 品質又は集材が 変わった場合	全数	-	品取・ 集工管理	材料 承認書 (配合設計) に添付して 提出
	表記比率	2.4%以上	JIS A 1110					
	吸水率	3.0%以下	JIS A 1110					
	耐摩耗性	割断面積率 5%以下	PT-65-27 (80℃、30分)					
すしり 現象	一般運送物	30%以下	JIS A 1121					
	ポラスアリアル舗装用	20%以下	JIS A 1121					

※耐摩耗性(PT-65-27)は、縦横調査・試験法規程A017指骨材の耐摩耗性試験法による。
※すしり現象試験は、粒径10.2～4.75mmのものについて実施する。
※砕石は、呼び名で5号、6号、7号を使用するものとする。

誤植のため修正

改定理由

注意事項

表-11.3.6(3) 加熱アスファルト舗装混合物
(a) 目標値アスファルト混合物

材料	項目	規格・性能基準	試験方法	試験	試験結果				
					試験結果	許容範囲	試験方法		
マージナル試験	実質含有率	75	--	全数	○	品質・ 施工管理	材料 承認書	試験結果 記載シート (本試験用紙)	試験結果 結果報告書 添付 様式-2-45 様式-2-53 様式-2-61
	空隙率	3~7%	試験方法: 試験法E002-2						
	飽和度	65~85%	試験方法: 試験法E001						
	安定度	4,500以上	試験方法: 試験法E001						
	フロー値	20~60(1/100cm)	試験方法: 試験法E001						
残留安定度	--	--	--						
動的安定度DIS	--	--	--						
水浸透アスファルト含有率 (骨材の飽和含水率)	--	--	--						
単位重量のすみ	--	--	--						

※試験結果は0.01を単位とする場合は、日本道路協会「舗装施工要領」によること。

表-11.3.6(3) 加熱アスファルト舗装混合物
(a) 試験結果アスファルト混合物

材料	項目	規格・性能基準	試験方法	試験	試験結果				
					試験結果	許容範囲	試験方法		
マージナル試験	実質含有率	75	--	全数	○	品質・ 施工管理	材料 承認書	試験結果 記載シート (本試験用紙)	試験結果 結果報告書 添付 様式-2-45 様式-2-53 様式-2-61
	空隙率	3~7%	試験方法: 試験法E002-2						
	飽和度	65~85%	試験方法: 試験法E001						
	安定度	4,500以上	試験方法: 試験法E001						
	フロー値	20~60(1/100cm)	試験方法: 試験法E001						
残留安定度	--	--	--						
動的安定度DIS	--	--	--						
水浸透アスファルト含有率 (骨材の飽和含水率)	--	--	--						
単位重量のすみ	--	--	--						

※試験結果は0.01を単位とする場合は、日本道路協会「舗装施工要領」によること。

誤植のため修正

改定理由

注意事項

(b)密粒度スファルト混合物

種別	項目	検定値・判定基準	試験方法	時期・頻度	対象	手続等		
						立会	書類区分	書類名称 書類件名 様式(添付)
マージナル試験	突固め回数	75	-					
	空隙率	3~6%	舗装調査・試験法便覧 B003-2					
	飽和度	70~85%	舗装調査・試験法便覧 B001					
	安定度	7.35kN以上	舗装調査・試験法便覧 B001					
	フロー値	20~40(1/100cm)	舗装調査・試験法便覧 B001					
動的安定度DS	増量安定度	75%以上	舗装調査・試験法便覧 B001		全数	○	品質・施工管理	材料 検査簿
	動的安定度DS	3,000回/mm以上	舗装調査・試験法便覧 B003					
	水浸せいれらックング試験 (骨材の剥離面検率)	【ポーラスアスファルト舗装の検定値に用いる場合】 5%以下 【動床版部に用いる場合】 5×10 ⁻³ %以上	舗装調査・試験法便覧 B004					
	曲げ破断ひずみ		舗装調査・試験法便覧 B005					試験種別 結果報告書 及び 様式-2-45 ~ 様式-2-63 ~ 様式-2-61

※突固め回数を50回とする場合は、日本道路協会「舗装施工便覧」によること。

(b)密粒度スファルト混合物

種類	項目	規格値・判定基準	試験方法	時期・頻度	対象	手続等		
						立会	書類区分	書類名称 書類件名 様式(添付)
マージナル試験	突固め回数	75	-					
	空隙率	3~6%	舗装調査・試験法便覧 B003-2					
	飽和度	70~85%	舗装調査・試験法便覧 B001					
	安定度	7.35kN以上	舗装調査・試験法便覧 B001					
	フロー値	20~40(1/100cm)	舗装調査・試験法便覧 B001					
動的安定度DS	増量安定度	75%以上	舗装調査・試験法便覧 B001		全数	○	品質・施工管理	材料 検査簿
	動的安定度DS	3,000回/mm以上	舗装調査・試験法便覧 B003					
	水浸せいれらックング試験 (骨材の剥離面検率)	【ポーラスアスファルト舗装の検定値に用いる場合】 5%以下 【動床版部に用いる場合】 5×10 ⁻³ %以上	舗装調査・試験法便覧 B004					
	曲げ破断ひずみ		舗装調査・試験法便覧 B005					試験種別 結果報告書 及び 様式-2-45 ~ 様式-2-63 ~ 様式-2-61

※突固め回数を50回とする場合は、日本道路協会「舗装施工便覧」によること。

誤植のため修正

改定理由

注意事項

(c)密植度キヤップアップスプレッド混合物

種類	項目	規格値/判定基準	試験方法	時期・回数	回数	箇所	箇所区分	標準名称	標準名称	備考(注等)
マニキュール 試験	充填率	75	-							
	空隙率	3~7%	測定方法: 試験法B03-2							
	飽和度	65~85%	測定方法: 試験法B01							
	安定度	4.00以上	測定方法: 試験法B01							
	フロー値	20~40(L/100cm)	測定方法: 試験法B01							
	稠度安定度	75%以上	測定方法: 試験法B01							
	単位密度(DS)	3,000kg/m ³ 以上	測定方法: 試験法B03							
水溶液-イールドポイント試験 (材料の流動性)	【ポーラススプレッド混合物の処理に用いる場合】 5%以下	測定方法: 試験法B04								
単位密度(DS)	【単位密度に用いる場合】 5×10 ³ 以上	測定方法: 試験法B05								

※充填率試験は50回とする場合は、日本道路協会「舗装施工便覧」によること。

(c)密植度キヤップアップスプレッド混合物

種類	項目	規格値/判定基準	試験方法	時期・回数	回数	箇所	箇所区分	標準名称	標準名称	備考(注等)
マニキュール 試験	充填率	75	-							
	空隙率	3~9%	測定方法: 試験法B03-2							
	飽和度	70~85%	測定方法: 試験法B01							
	安定度	1.30以上	測定方法: 試験法B01							
	フロー値	20~40(L/100cm)	測定方法: 試験法B01							
	稠度安定度	75%以上	測定方法: 試験法B01							
	単位密度(DS)	3,000kg/m ³ 以上	測定方法: 試験法B03							
	水溶液-イールドポイント試験 (材料の流動性)	【ポーラススプレッド混合物の処理に用いる場合】 5%以下	測定方法: 試験法B04							
	単位密度(DS)	【単位密度に用いる場合】 5×10 ³ 以上	測定方法: 試験法B05							

※充填率試験は50回とする場合は、日本道路協会「舗装施工便覧」によること。

誤植のため修正

誤植のため修正

工種 (頁)	改訂年月日	2021年 7月 1日	公表 社内限
改訂 (新)	現行 (元)		備考
<p data-bbox="958 262 1225 289">2021年7月1日一部改定</p> <p data-bbox="350 947 1026 1142">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p data-bbox="379 1272 997 1325">エポキシ樹脂品質管理基準</p> <p data-bbox="557 1677 804 1724">2019年 7月</p> <p data-bbox="430 1829 943 1875">阪神高速道路株式会社</p>	<p data-bbox="1448 947 2125 1142">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p data-bbox="1478 1272 2095 1325">エポキシ樹脂品質管理基準</p> <p data-bbox="1656 1677 1902 1724">2019年 7月</p> <p data-bbox="1528 1829 2041 1875">阪神高速道路株式会社</p>		

表-14.2.2 1次試験項目および規格値

(標準試験温度：20±2℃)

試験項目	試験方法	養生条件	単位	パテ・シール材	接着剤(超速硬)	接着剤(普通)	グラウト材	樹脂モルタル、樹脂コンクリート結合材
粘度(混合物)	JSCE-K 541	—	Pa・s	—	5.0±2.0	5.0±2.0	2.0±1.0	5.0 以下
	スランプ試験	—	—	ダレ認めず	—	—	—	—
比重(硬化物)*	JIS K 6911	20℃/7日間	—	1.5~1.9	—	—	1.0~1.3	1.0~1.4
可使時間	JSCE-K 541	—	分	60 以上***	—	—	60 以上**	—
曲げ強度*	JSCE-K 541	20℃/7日間	N/mm ²	35 以上	35 以上	40 以上	50 以上	15 以上
曲げ弾性率*	JIS K 6911	20℃/7日間	N/mm ²	2×10 ³ 以上	—	—	1.5×10 ³ 以上	—
圧縮降伏強度*	JSCE-K 541	20℃/7日間	N/mm ²	60 以上	50 以上	50 以上	60 以上	30 以上
圧縮弾性率*	JIS K 7181	20℃/7日間	N/mm ²	2×10 ³ 以上	1.5×10 ³ 以上	1.5×10 ³ 以上	1.5×10 ³ 以上	(0.5~2.0)×10 ³
引張強度*	JIS K 6911	20℃/7日間	N/mm ²	20 以上	15 以上	20 以上	30 以上	15 以上
引張弾性率*	(注 7)	20℃/7日間	N/mm ²	2×10 ³ 以上	—	—	1.5×10 ³ 以上	—
引張せん断強度	JIS K 6850	20℃/7日間	N/mm ²	10 以上	7 以上	7 以上	10 以上	10 以上
衝撃強さ*	JIS K 6911	20℃/7日間	kJ/m ²	1.5 以上	1.5 以上	1.5 以上	1.5 以上	1.5 以上
硬さ	JIS K 7215	20℃/7日間	HDD	80 以上	80 以上	80 以上	80 以上	80 以上
硬化時間	(注 8)	—	時間	—	5 以下	—	—	—

- (注) 1. スランプ試験は本基準の参考資料に規定する方法を適用する。
2. 比重(硬化物)の試験方法は JIS K 6911 とするが、試験に用いる供試体質量は任意とする。
3. 曲げ強度は、JSCE-K 541 に記載する試験片のうち、幅×高さ×長さが (15.0±0.5) × (8.0±0.2) ×160mm を使用する。試験方法は JIS K 6911 を適用する。ただし、計算は JSCE-K 541(JIS K 7171)を適用する。
4. 曲げ弾性率は、曲げ強度試験を準用し、JIS K 6911 により算出する。
5. 圧縮降伏強度は、JSCE-K 541 に記載する試験片のうち、幅×高さ×長さが (15.0±0.5) × (15.0±0.5) × (43.0±0.5) mm を使用する。試験方法は JIS K 6911 を適用する。ただし、計算は JSCE-K 541(JIS K 7181)を適用する。
6. 圧縮弾性率は、圧縮降伏強度試験を準用し、**圧縮応力-ひずみ曲線の始めの直線部分のこう配から求める。**
7. 引張強度は、本基準の参考資料に規定する試験片を用い、試験方法は JIS K 6911 を適用する。ただし、計算は JIS K 7161-1 を適用する。
なお、標点間以外で破断したものについても試験値として採用することができるが、当該破断状況が確認できるよう写真等による記録を行うものとする。
8. 引張弾性率は、引張強度試験を準用し、本基準の参考資料に規定する方法で算出する。
9. 硬化時間は、20±2℃で7日間養生の圧縮降伏強度規格値の 60%に至るまでの時間とする。

表-14.2.2 1次試験項目および規格値

(標準試験温度：20±2℃)

試験項目	試験方法	養生条件	単位	パテ・シール材	接着剤(超速硬)	接着剤(普通)	グラウト材	樹脂モルタル、樹脂コンクリート結合材
粘度(混合物)	JSCE-K 541	—	Pa・s	—	5.0±2.0	5.0±2.0	2.0±1.0	5.0 以下
	スランプ試験	—	—	ダレ認めず	—	—	—	—
比重(硬化物)*	JIS K 6911	20℃/7日間	—	1.5~1.9	—	—	1.0~1.3	1.0~1.4
可使時間	JSCE-K 541	—	分	60 以上***	—	—	60 以上**	—
曲げ強度*	JSCE-K 541	20℃/7日間	N/mm ²	35 以上	35 以上	40 以上	50 以上	15 以上
曲げ弾性率*	JIS K 6911	20℃/7日間	N/mm ²	2×10 ³ 以上	—	—	1.5×10 ³ 以上	—
圧縮降伏強度*	JSCE-K 541	20℃/7日間	N/mm ²	60 以上	50 以上	50 以上	60 以上	30 以上
圧縮弾性率*	JIS K 7181	20℃/7日間	N/mm ²	2×10 ³ 以上	1.5×10 ³ 以上	1.5×10 ³ 以上	1.5×10 ³ 以上	(0.5~2.0)×10 ³
引張強度*	JIS K 6911	20℃/7日間	N/mm ²	20 以上	15 以上	20 以上	30 以上	15 以上
引張弾性率*	(注 7)	20℃/7日間	N/mm ²	2×10 ³ 以上	—	—	1.5×10 ³ 以上	—
引張せん断強度	JIS K 6850	20℃/7日間	N/mm ²	10 以上	7 以上	7 以上	10 以上	10 以上
衝撃強さ*	JIS K 6911	20℃/7日間	kJ/m ²	1.5 以上	1.5 以上	1.5 以上	1.5 以上	1.5 以上
硬さ	JIS K 7215	20℃/7日間	HDD	80 以上	80 以上	80 以上	80 以上	80 以上
硬化時間	(注 8)	—	時間	—	5 以下	—	—	—

- (注) 1. スランプ試験は本基準の参考資料に規定する方法を適用する。
2. 比重(硬化物)の試験方法は JIS K 6911 とするが、試験に用いる供試体質量は任意とする。
3. 曲げ強度は、JSCE-K 541 に記載する試験片のうち、幅×高さ×長さが (15.0±0.5) × (8.0±0.2) ×160mm を使用する。試験方法は JIS K 6911 を適用する。ただし、計算は JSCE-K 541(JIS K 7171)を適用する。
4. 曲げ弾性率は、曲げ強度試験を準用し、JIS K 6911 により算出する。
5. 圧縮降伏強度は、JSCE-K 541 に記載する試験片のうち、幅×高さ×長さが (15.0±0.5) × (15.0±0.5) × (43.0±0.5) mm を使用する。試験方法は JIS K 6911 を適用する。ただし、計算は JSCE-K 541(JIS K 7181)を適用する。
6. 圧縮弾性率は、圧縮降伏強度試験を準用し、**JIS K 7181 により算出する。**
7. 引張強度は、本基準の参考資料に規定する試験片を用い、試験方法は JIS K 6911 を適用する。ただし、計算は JIS K 7161-1 を適用する。
なお、標点間以外で破断したものについても試験値として採用することができるが、当該破断状況が確認できるよう写真等による記録を行うものとする。
8. 引張弾性率は、引張強度試験を準用し、本基準の参考資料に規定する方法で算出する。
9. 硬化時間は、20±2℃で7日間養生の圧縮降伏強度規格値の 60%に至るまでの時間とする。
10. パテ・シール材(冬用)及びグラウト材(冬用)の使用に当たっては、※印の項目に

※圧縮ひずみが小さい範囲においては十分に弾性的な挙動にならなく、バラつきが大きくなることがあるため改訂。

<p>10. パテ・シール材（冬用）及びグラウト材(冬用)の使用に当たっては、※印の項目について、養生条件が5℃における試験も行う。この場合の規格値は上表（20℃試験）の90%とする。</p> <p>11.パテ・シール材（冬用）及びグラウト材（冬用）の場合、※※印の規格値は42分以上とすることができる。</p>	<p>ついて、養生条件が5℃における試験も行う。この場合の規格値は上表（20℃試験）の90%とする。</p> <p>11.パテ・シール材（冬用）及びグラウト材（冬用）の場合、※※印の規格値は42分以上とすることができる。</p>	
改訂理由		
注意事項		

工種 (頁)	—	改定年月日	2021年 7月 1日	公表 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p data-bbox="842 264 1222 333">2020年12月1日一部改定 2021年7月1日一部改定</p> <p data-bbox="350 821 1026 1014">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p data-bbox="359 1146 1012 1276">電子納品に関する手引き 【土木設計業務・土木工事編】</p> <p data-bbox="557 1549 804 1593">2019年 7月</p> <p data-bbox="457 1663 914 1707">阪神高速道路株式会社</p>		<p data-bbox="1448 810 2125 1003">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p data-bbox="1457 1136 2110 1266">電子納品に関する手引き 【土木設計業務・土木工事編】</p> <p data-bbox="1656 1541 1902 1585">2019年 7月</p> <p data-bbox="1555 1654 2012 1698">阪神高速道路株式会社</p>		

電子納品実施にあたってのチェックリスト【工事着手前】

チェック実施日 年 月 日

■工事基本情報

発注年度						
工事名						
受注者名						
工期	年 月 日 ~		年 月 日			
契約番号						
	担当者	部署	役職	氏名	電話番号	E-mail
発注者	監督員					
	現場監督員					
受注者	現場代理人					
	主任技術者または 監理技術者					
	電子納品担当者					

■使用するソフトウェア

基本ソフト	発注者使用ソフト (バージョン名)	受注者使用ソフト (バージョン名)
文書作成等	Word ()	
	Excel ()	
	Acrobat ()	
CAD		
写真管理ソフト		

■電子納品の適用要領・基準(案)

要領・基準(案)名称	適用	発行年月
<input type="checkbox"/> 工事完成図書電子納品要領	有・無	<input type="checkbox"/> 年 月 <input type="checkbox"/> その他()
<input type="checkbox"/> CAD製図基準	有・無	<input type="checkbox"/> 年 月 <input type="checkbox"/> その他()
<input type="checkbox"/> デジタル写真管理情報基準	有・無	<input type="checkbox"/> 年 月 <input type="checkbox"/> その他()
<input type="checkbox"/> 測量成果電子納品要領	有・無	<input type="checkbox"/> 年 月 <input type="checkbox"/> その他()
<input type="checkbox"/> 地質・土質調査成果電子納品要領	有・無	<input type="checkbox"/> 年 月 <input type="checkbox"/> その他()
<input type="checkbox"/> 電子納品に関する手引き【土木設計業務・土木工事編】	有・無	<input type="checkbox"/> 年 月 <input type="checkbox"/> その他()
<input type="checkbox"/> その他()	有・無	<input type="checkbox"/> 年 月 <input type="checkbox"/> その他()

電子納品実施にあたってのチェックリスト【工事着手前】

チェック実施日 年 月 日

■工事基本情報

発注年度						
工事名						
受注者名						
工期	年 月 日 ~		年 月 日			
契約番号						
	担当者	部署	役職	氏名	電話番号	E-mail
発注者	監督員					
	補助監督員					
受注者	現場代理人					
	主任技術者または 監理技術者					
	電子納品担当者					

■使用するソフトウェア

基本ソフト	発注者使用ソフト (バージョン名)	受注者使用ソフト (バージョン名)
文書作成等	Word ()	
	Excel ()	
	Acrobat ()	
CAD		
写真管理ソフト		

■電子納品の適用要領・基準(案)

要領・基準(案)名称	適用	発行年月
<input type="checkbox"/> 工事完成図書電子納品要領	有・無	<input type="checkbox"/> 年 月 <input type="checkbox"/> その他()
<input type="checkbox"/> CAD製図基準	有・無	<input type="checkbox"/> 年 月 <input type="checkbox"/> その他()
<input type="checkbox"/> デジタル写真管理情報基準	有・無	<input type="checkbox"/> 年 月 <input type="checkbox"/> その他()
<input type="checkbox"/> 測量成果電子納品要領	有・無	<input type="checkbox"/> 年 月 <input type="checkbox"/> その他()
<input type="checkbox"/> 地質・土質調査成果電子納品要領	有・無	<input type="checkbox"/> 年 月 <input type="checkbox"/> その他()
<input type="checkbox"/> 電子納品に関する手引き【土木設計業務・土木工事編】	有・無	<input type="checkbox"/> 年 月 <input type="checkbox"/> その他()
<input type="checkbox"/> その他()	有・無	<input type="checkbox"/> 年 月 <input type="checkbox"/> その他()

誤植のため修正

改定理由

注意事項

工種 (頁)	改訂年月日	2021年 7月 1日	公表 社内限
改訂 (新)	現行 (元)		備考
<p data-bbox="914 260 1222 323">2021年4月1日一部改定 2021年7月1日一部改定</p> <p data-bbox="350 926 1026 1121">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p data-bbox="409 1251 967 1304">週休2日制ガイドライン</p> <p data-bbox="557 1696 807 1745">2019年 7月</p> <p data-bbox="427 1843 943 1896">阪神高速道路株式会社</p>	<p data-bbox="2012 260 2320 291">2021年4月1日一部改定</p> <p data-bbox="1448 926 2125 1121">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p data-bbox="1507 1251 2065 1304">週休2日制ガイドライン</p> <p data-bbox="1656 1696 1905 1745">2019年 7月</p> <p data-bbox="1525 1843 2041 1896">阪神高速道路株式会社</p>		

第1章 受注者希望方式

第1節 一般

この章は、阪神高速道路株式会社が発注する工事の受注者が、受注者の希望によって週休2日へ取り組む場合の指針を示すものである。

第2節 対象工事

週休2日への取組は、受注者の希望によって行う「受注者希望方式」とする。ただし、当該取組の対象は原則として全工事とするが、下記のいずれかに該当する工事は対象外とすることができる。

- (1) 現場施工が1か月未満の工事
- (2) 通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- (3) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事
例①災害復旧工事
例②供用時期が公表され、施工条件の制約が厳しい工事
- (4) 工事発注後に施工時間や施工方法への新たな制約が予想される工事
例①通学時間帯の中断など地域社会からの要望が予想される工事
例②希少動植物の繁殖の確認によって対策が予想される工事
- (5) その他 週休2日が適切でないと認められる工事

第3節 週休2日の定義

取組を行う工事の工期において、下記の定義に基づき週休2日相当の現場閉所を行ったか否かを確認する。

- 工期内^{※注1)}において、週休2日^{※注2)}相当の現場閉所を行ったと認められること。(年末年始6日間(12月29日～1月3日)と夏季休暇3日間(8月14日～16日)を除く)
- 計画的に取得できる現場閉所に加え、祝祭日及び降雨、降雪等による予定外の休工日も現場閉所日数^{※注3)}とすることができる。

※注1) 工期内とは、工事着手日からしゅん工日までの期間から工場製作及び工事全体の一時中止を除いた期間。

※注2) 週休2日とは、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態。

※注3) 現場閉所日数とは、一定期間内において、1日を通していずれの作業も実施していない日の合計。

第4節 週休2日への取組に関する手続等

受注者は、週休2日への取組を行う場合、監督員と協議の上、下記のとおり書類作成等の手続を行うものとする。

- (1) 受注者は、**現場**着手前又は施工計画書提出前に、週休2日の取得計画が確認できる「取得計画書」を作成し、監督員の確認を得たうえで、週休2日を確保するものとする。
- (2) 現場閉所を行う日は、予め「作業予定」と併せて監督員へ連絡を行

第1章 受注者希望方式

第1節 一般

この章は、阪神高速道路株式会社が発注する工事の受注者が、受注者の希望によって週休2日へ取り組む場合の指針を示すものである。

第2節 対象工事

週休2日への取組は、受注者の希望によって行う「受注者希望方式」とする。ただし、当該取組の対象は原則として全工事とするが、下記のいずれかに該当する工事は対象外とすることができる。

- (1) 現場施工が1か月未満の工事
- (2) 通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- (3) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事
例①災害復旧工事
例②供用時期が公表され、施工条件の制約が厳しい工事
- (4) 工事発注後に施工時間や施工方法への新たな制約が予想される工事
例①通学時間帯の中断など地域社会からの要望が予想される工事
例②希少動植物の繁殖の確認によって対策が予想される工事
- (5) その他 週休2日が適切でないと認められる工事

第3節 週休2日の定義

取組を行う工事の工期において、下記の定義に基づき週休2日相当の現場閉所を行ったか否かを確認する。

- 工期内^{※注1)}において、週休2日^{※注2)}相当の現場閉所を行ったと認められること。(年末年始6日間(12月29日～1月3日)と夏季休暇3日間(8月14日～16日)を除く)
- 計画的に取得できる現場閉所に加え、祝祭日及び降雨、降雪等による予定外の休工日も現場閉所日数^{※注3)}とすることができる。

※注1) 工期内とは、工事着手日からしゅん工日までの期間から工場製作及び工事全体の一時中止を除いた期間。

※注2) 週休2日とは、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態。

※注3) 現場閉所日数とは、一定期間内において、1日を通していずれの作業も実施していない日の合計。

第4節 週休2日への取組に関する手続等

受注者は、週休2日への取組を行う場合、監督員と協議の上、下記のとおり書類作成等の手続を行うものとする。

- (1) 受注者は、**工事**着手前又は施工計画書提出前に、週休2日の取得計画が確認できる「取得計画書」を作成し、監督員の確認を得たうえで、週休2日を確保するものとする。
- (2) 現場閉所を行う日は、予め「作業予定」と併せて監督員へ連絡を行

着工後も工場製作などの準備期間は対象外であり、誤認を防ぐため修正

うものとする。

- (3) 受注者は、週休2日の取得報告書を毎月監督員へ提出するものとする。
- (4) 工事しゅん工後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督員に提出するものとする。
- (5) 受注者の責によらず、やむを得ず週休2日への取組が実施できないことが明らかとなった場合は、監督員と協議を行うものとする。

第5節 取得計画書及び取得報告書

5.1 取得計画書作成上の注意

取得計画書の作成に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 取得計画書の大きさはA4版とする。
- (2) 文字の大きさは原則として見出し12pt、その他10.5ptを標準とする。
- (3) 取得計画書は、工事着手前に、監督員に提出しなければならない。
- (4) 取得計画書の内容に変更が生じた場合には、速やかに変更取得計画書を作成し提出するものとする。

5.2 取得計画書の構成及び記載内容

受注者は、取得計画書に次の事項について記載するものとする。

(1) 工期及び取得計画

工期については、下記期間が明確となるよう記載を行うものとする。

- (A)工事着手日から工事しゅん工日までの期間
- (B)工期のうち、工場製作及び工事一時中止の期間 ((A)の内数)
- (C)工期のうち、週休2日対象の期間 ((C)=(A)-(B))
- (D)工期のうち、計画的に取得を行う現場閉所日及び日数 ((C)の内数)
(現場閉所日は、曜日又は指定日のいずれの記載でも可)

(2) その他

その他重要な事項について、必要により記載する。

5.3 取得報告書の構成及び記載内容

受注者は、毎月、監督員へ提出する前の月の取得報告書に、取得計画書で記載した上記5.2の「工期及び取得計画」と現場閉所日数（取得実績）について記載するものとする。

第6節 工事工程の共有

受注者が週休2日への取組を行う場合、受発注者は土木工事共通仕様書に基づき作成される工事实施工程表、月間工程表、工事進捗報告等の各種資料を用いて、受発注者間での工事工程の共有を図るものとする。

第7節 工事成績評定

週休2日相当の現場閉所を行ったと認められた場合は、工事成績評定への加点評価を行う。なお、週休2日への取組は受注者希望方式で行うものであるため、週休2日を実施できなかった場合の工事成績評定の減点は行わない。

第8節 設計変更

取得報告書で実施状況を確認の上、週休2日相当の現場閉所を行ったと認め

うものとする。

- (3) 受注者は、週休2日の取得報告書を毎月監督員へ提出するものとする。
- (4) 工事しゅん工後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督員に提出するものとする。
- (5) 受注者の責によらず、やむを得ず週休2日への取組が実施できないことが明らかとなった場合は、監督員と協議を行うものとする。

第5節 取得計画書及び取得報告書

5.1 取得計画書作成上の注意

取得計画書の作成に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 取得計画書の大きさはA4版とする。
- (2) 文字の大きさは原則として見出し12pt、その他10.5ptを標準とする。
- (3) 取得計画書は、工事着手前に、監督員に提出しなければならない。
- (4) 取得計画書の内容に変更が生じた場合には、速やかに変更取得計画書を作成し提出するものとする。

5.2 取得計画書の構成及び記載内容

受注者は、取得計画書に次の事項について記載するものとする。

(1) 工期及び取得計画

工期については、下記期間が明確となるよう記載を行うものとする。

- (A)工事着手日から工事しゅん工日までの期間
- (B)工期のうち、工場製作及び工事一時中止の期間 ((A)の内数)
- (C)工期のうち、週休2日対象の期間 ((C)=(A)-(B))
- (D)工期のうち、計画的に取得を行う現場閉所日及び日数 ((C)の内数)
(現場閉所日は、曜日又は指定日のいずれの記載でも可)

(2) その他

その他重要な事項について、必要により記載する。

5.3 取得報告書の構成及び記載内容

受注者は、毎月、監督員へ提出する前の月の取得報告書に、取得計画書で記載した上記5.2の「工期及び取得計画」と現場閉所日数（取得実績）について記載するものとする。

第6節 工事工程の共有

受注者が週休2日への取組を行う場合、受発注者は土木工事共通仕様書に基づき作成される工事实施工程表、月間工程表、工事進捗報告等の各種資料を用いて、受発注者間での工事工程の共有を図るものとする。

第7節 工事成績評定

週休2日相当の現場閉所を行ったと認められた場合は、工事成績評定への加点評価を行う。なお、週休2日への取組は受注者希望方式で行うものであるため、週休2日を実施できなかった場合の工事成績評定の減点は行わない。

第8節 設計変更

取得報告書で実施状況を確認の上、週休2日相当の現場閉所を行ったと認め

られる場合は、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、設計変更の対象とし労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費の補正を行うこととする。
なお、補正係数は、土木工事標準積算基準による。

第9節 履行実績取組証の発行

週休2日への試行工事に取り組み、以下の基準を満たした工事には履行実績取組証（以下、取組証という）を発行する。

- (1) 取組証の発行基準は以下のとおり。
現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上を達成した場合。
- (2) 取組証の発行は、工事成績評定通知時に行う。
- (3) その他
取組証を取得した企業に対し、今後の発注工事において、総合評価落札方式等の技術評価を行う項目において加点評価する場合がある。

第2章 発注者指定方式

第1節 一般

この章は、阪神高速道路株式会社が発注する工事において、発注者の指定によって週休2日が義務付けられた工事における実施指針を示すものである。

第2節 対象工事

週休2日への取組は、発注者の指定によって行う「発注者指定方式」とする。

第3節 週休2日の定義

取組を行う工事の工期内において、下記の定義に基づき週休2日相当の現場閉所を行ったか否かを確認する。

- 工期内^{※注1)}において、週休2日^{※注2)}相当の現場閉所を行ったと認められること。(年末年始6日間(12月29日～1月3日)と夏季休暇3日間(8月14日～16日)を除く)
- 計画的に取得できる現場閉所に加え、祝祭日及び降雨、降雪等による予定外の休工日も現場閉所日数^{※注3)}とすることができる。

※注1) 工期内とは、工事着手日からしゅん工日までの期間から工場製作及び工事全体の一時中止を除いた期間。

※注2) 週休2日とは、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態。

※注3) 現場閉所日数とは、一定期間内において、1日を通していずれの作業も実施していない日の合計。

第4節 週休2日の実施に関する手続等

受注者は、週休2日を実施にあたり、監督員と協議の上、下記のとおり書類作成等の手続を行うものとする。

- (1) 受注者は、**現場**着手前又は施工計画書提出前に、週休2日の取得計画が確認できる「取得計画書」を作成し、監督員の確認を得たうえで、週休2日を確保するものとする。

られる場合は、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、設計変更の対象とし労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費の補正を行うこととする。
なお、補正係数は、土木工事標準積算基準による。

第9節 履行実績取組証の発行

週休2日への試行工事に取り組み、以下の基準を満たした工事には履行実績取組証（以下、取組証という）を発行する。

- (1) 取組証の発行基準は以下のとおり。
現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上を達成した場合。
- (2) 取組証の発行は、工事成績評定通知時に行う。
- (3) その他
取組証を取得した企業に対し、今後の発注工事において、総合評価落札方式等の技術評価を行う項目において加点評価する場合がある。

第2章 発注者指定方式

第1節 一般

この章は、阪神高速道路株式会社が発注する工事において、発注者の指定によって週休2日が義務付けられた工事における実施指針を示すものである。

第2節 対象工事

週休2日への取組は、発注者の指定によって行う「発注者指定方式」とする。

第3節 週休2日の定義

取組を行う工事の工期内において、下記の定義に基づき週休2日相当の現場閉所を行ったか否かを確認する。

- 工期内^{※注1)}において、週休2日^{※注2)}相当の現場閉所を行ったと認められること。(年末年始6日間(12月29日～1月3日)と夏季休暇3日間(8月14日～16日)を除く)
- 計画的に取得できる現場閉所に加え、祝祭日及び降雨、降雪等による予定外の休工日も現場閉所日数^{※注3)}とすることができる。

※注1) 工期内とは、工事着手日からしゅん工日までの期間から工場製作及び工事全体の一時中止を除いた期間。

※注2) 週休2日とは、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態。

※注3) 現場閉所日数とは、一定期間内において、1日を通していずれの作業も実施していない日の合計。

第4節 週休2日の実施に関する手続等

受注者は、週休2日を実施にあたり、監督員と協議の上、下記のとおり書類作成等の手続を行うものとする。

- (1) 受注者は、**工事**着手前又は施工計画書提出前に、週休2日の取得計画が確認できる「取得計画書」を作成し、監督員の確認を得たうえで、週休2日を確保するものとする。

着工後も工場製作などの準備期間は対象外であり、誤認を防ぐため修正

- (2) 現場閉所を行う日は、予め「作業予定」と併せて監督員へ連絡を行うものとする。
- (3) 受注者は、週休2日の取得報告書を毎月監督員へ提出するものとする。
- (4) 工事しゅん工後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督員に提出するものとする。
- (5) 受注者の責によらず、やむを得ず週休2日への取組が実施できないことが明らかとなった場合は、監督員と協議を行うものとする。

第5節 取得計画書及び取得報告書

5.1 取得計画書作成上の注意

取得計画書の作成に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 取得計画書の大きさはA4版とする。
- (2) 文字の大きさは原則として見出し12pt、その他10.5ptを標準とする。
- (3) 取得計画書は、工事着手前に、監督員に提出しなければならない。
- (4) 取得計画書の内容に変更が生じた場合には、速やかに変更取得計画書を作成し提出するものとする。

5.2 取得計画書の構成及び記載内容

受注者は、取得計画書に次の事項について記載するものとする。

- (1) 工期及び取得計画
工期については、下記期間が明確となるよう記載を行うものとする。
 - (A)工事着手日から工事しゅん工日までの期間
 - (B)工期のうち、工場製作及び工事一時中止の期間 ((A)の内数)
 - (C)工期のうち、週休2日対象の期間 ((C)=(A)-(B))
 - (D)工期のうち、計画的に取得を行う現場閉所日及び日数 ((C)の内数)
(現場閉所日は、曜日又は指定日のいずれの記載でも可)
- (2) その他
その他重要な事項について、必要により記載する。

5.3 取得報告書の構成及び記載内容

受注者は、毎月、監督員へ提出する前の月の取得報告書に、取得計画書で記載した上記5.2の「工期及び取得計画」と現場閉所日数（取得実績）について記載するものとする。

第6節 工事工程の共有

受注者が週休2日を実施にあたり、受発注者は土木工事共通仕様書に基づき作成される工事実施工程表、月間工程表、工事進捗報告等の各種資料を用いて、受発注者間での工事工程の共有を図るものとする。

第7節 工事成績評定

週休2日相当の現場閉所を行ったと認められた場合は、工事成績評定への加点評価を行う。なお、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとする。

第8節 設計変更

当初の契約制限価格において、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現

- (2) 現場閉所を行う日は、予め「作業予定」と併せて監督員へ連絡を行うものとする。
- (3) 受注者は、週休2日の取得報告書を毎月監督員へ提出するものとする。
- (4) 工事しゅん工後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督員に提出するものとする。
- (5) 受注者の責によらず、やむを得ず週休2日への取組が実施できないことが明らかとなった場合は、監督員と協議を行うものとする。

第5節 取得計画書及び取得報告書

5.1 取得計画書作成上の注意

取得計画書の作成に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 取得計画書の大きさはA4版とする。
- (2) 文字の大きさは原則として見出し12pt、その他10.5ptを標準とする。
- (3) 取得計画書は、工事着手前に、監督員に提出しなければならない。
- (4) 取得計画書の内容に変更が生じた場合には、速やかに変更取得計画書を作成し提出するものとする。

5.2 取得計画書の構成及び記載内容

受注者は、取得計画書に次の事項について記載するものとする。

- (1) 工期及び取得計画
工期については、下記期間が明確となるよう記載を行うものとする。
 - (A)工事着手日から工事しゅん工日までの期間
 - (B)工期のうち、工場製作及び工事一時中止の期間 ((A)の内数)
 - (C)工期のうち、週休2日対象の期間 ((C)=(A)-(B))
 - (D)工期のうち、計画的に取得を行う現場閉所日及び日数 ((C)の内数)
(現場閉所日は、曜日又は指定日のいずれの記載でも可)
- (2) その他
その他重要な事項について、必要により記載する。

5.3 取得報告書の構成及び記載内容

受注者は、毎月、監督員へ提出する前の月の取得報告書に、取得計画書で記載した上記5.2の「工期及び取得計画」と現場閉所日数（取得実績）について記載するものとする。

第6節 工事工程の共有

受注者が週休2日を実施にあたり、受発注者は土木工事共通仕様書に基づき作成される工事実施工程表、月間工程表、工事進捗報告等の各種資料を用いて、受発注者間での工事工程の共有を図るものとする。

第7節 工事成績評定

週休2日相当の現場閉所を行ったと認められた場合は、工事成績評定への加点評価を行う。なお、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとする。

第8節 設計変更

当初の契約制限価格において、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現

場管理費に、土木工事標準積算基準に示すそれぞれの補正係数を乗じた補正を行う。

施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

第9節 履行実績取組証の発行

週休2日への試行工事に取り組み、以下の基準を満たした工事には履行実績取組証（以下、取組証という）を発行する。

(1) 取組証の発行基準は以下のとおり。

現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上を達成した場合。

(2) 取組証の発行は、工事成績評定通知時に行う。

(3) その他

取組証を取得した企業に対し、今後の発注工事において、総合評価落札方式等の技術評価を行う項目において加点評価する場合がある。

第3章 技術者交替方式

第1節 一般

この章は、阪神高速道路株式会社が発注する工事のうち、休日に作業が必要な工事においても、技術者及び技能労働者が適切に休日の確保ができるよう、受注者の希望によって技術者及び技能労働者を交替しながら週休2日へ取り組む場合の指針を示すものである。

第2節 対象工事

週休2日への取組は、受注者の希望によって技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組む「技術者交替方式」とする。

第3節 週休2日の定義

取組を行う工事の工期内において、施工体制台帳に記載された全ての労働者が下記の定義に基づき週休2日相当の休日確保を行ったか否かを確認する。なお、複数工事を兼任している技術者及び技能者について、当該工事の休日に他工事に従事していた場合も当面は休日とみなして算出可能とする。

また、従事期間が1週間未満の技能者及び技能労働者は対象外とする。

工期内※注1)において、週休2日※注2)相当の休日確保を行ったと認められること。（年末年始6日間(12月29日～1月3日)と夏季休暇3日間(8月14日～16日)を除く）

計画的に確保できる休日に加え、祝祭日及び降雨、降雪等による予定外の休日も休日取得日数※注3)とすることができる。

※注1) 工期内とは、工事着手日からしゅん工日までの期間から工場製作及び工事全体の一時中止を除いた期間。また、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間は除く。なお、下請者については、工期日数は施工体制台帳上の工期から対象外の期間を除いた期間とする。

※注2) 週休2日とは、4週8休以上の休日取得を行ったと認められる状態。

※注3) 休日取得日数とは、当該技術者及び技能労働者が一定期間内において、

場管理費に、土木工事標準積算基準に示すそれぞれの補正係数を乗じた補正を行う。

施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

第9節 履行実績取組証の発行

週休2日への試行工事に取り組み、以下の基準を満たした工事には履行実績取組証（以下、取組証という）を発行する。

(1) 取組証の発行基準は以下のとおり。

現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上を達成した場合。

(2) 取組証の発行は、工事成績評定通知時に行う。

(3) その他

取組証を取得した企業に対し、今後の発注工事において、総合評価落札方式等の技術評価を行う項目において加点評価する場合がある。

第3章 技術者交替方式

第1節 一般

この章は、阪神高速道路株式会社が発注する工事のうち、休日に作業が必要な工事においても、技術者及び技能労働者が適切に休日の確保ができるよう、受注者の希望によって技術者及び技能労働者を交替しながら週休2日へ取り組む場合の指針を示すものである。

第2節 対象工事

週休2日への取組は、受注者の希望によって技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組む「技術者交替方式」とする。

第3節 週休2日の定義

取組を行う工事の工期内において、施工体制台帳に記載された全ての労働者が下記の定義に基づき週休2日相当の休日確保を行ったか否かを確認する。なお、複数工事を兼任している技術者及び技能者について、当該工事の休日に他工事に従事していた場合も当面は休日とみなして算出可能とする。

また、従事期間が1週間未満の技能者及び技能労働者は対象外とする。

工期内※注1)において、週休2日※注2)相当の休日確保を行ったと認められること。（年末年始6日間(12月29日～1月3日)と夏季休暇3日間(8月14日～16日)を除く）

計画的に確保できる休日に加え、祝祭日及び降雨、降雪等による予定外の休日も休日取得日数※注3)とすることができる。

※注1) 工期内とは、工事着手日からしゅん工日までの期間から工場製作及び工事全体の一時中止を除いた期間。また、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間は除く。なお、下請者については、工期日数は施工体制台帳上の工期から対象外の期間を除いた期間とする。

※注2) 週休2日とは、4週8休以上の休日取得を行ったと認められる状態。

※注3) 休日取得日数とは、当該技術者及び技能労働者が一定期間内において、

1日を通していずれの作業も実施していない日の合計。
【基本算定式】休日率(%)=技術者・技能労働者の平均休日日数÷全体工期

第4節 週休2日への取組に関する手続等

受注者は、週休2日への取組を行う場合、監督員と協議の上、下記のとおり書類作成等の手続を行うものとする。

(1) 受注者は、**現場**着手前又は施工計画書提出前に、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日取得状況を証明する方法を具体的に明示し、週休2日の取得計画が確認できる「取得計画書」を作成し、監督員の確認を得たうえで、週休2日を確保するものとする。

(2) 受注者は、週休2日の取得報告書を毎月監督員へ提出するものとする。

(3) 工事しゅん工後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督員に提出するものとする。

(4) 受注者の責によらず、やむを得ず週休2日への取組が実施できないことが明らかとなった場合は、監督員と協議を行うものとする。

第5節 取得計画書及び取得報告書

5.1 取得計画書作成上の注意

取得計画書の作成に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 取得計画書の大きさはA4版とする。
- (2) 文字の大きさは原則として見出し12pt、その他10.5ptを標準とする。
- (3) 取得計画書は、工事着手前に、監督員に提出しなければならない。
- (4) 取得計画書の内容に変更が生じた場合には、速やかに変更取得計画書を作成し提出するものとする。

5.2 取得計画書の構成及び記載内容

受注者は、取得計画書に次の事項について記載するものとする。

(1) 工期及び取得計画

工期については、下記期間が明確となるよう記載を行うものとする。

- (A) 工事着手日から工事しゅん工日までの期間
- (B) 工期のうち、工場製作及び工事一時中止の期間 ((A)の内数)
- (C) 工期のうち、週休2日対象の期間 ((C)=(A)-(B))
- (D) 工期のうち、計画的に休日を取得する日数 ((C)の内数)
(休日取得日は、曜日又は指定日のいずれの記載でも可)

(2) その他

その他重要な事項について、必要により記載する。

5.3 取得報告書の構成及び記載内容

受注者は、毎月、監督員へ提出する前の月の取得報告書に、取得計画書で記載した上記5.2の「工期及び取得計画」と休日取得日数(取得実績)について記載するものとする。

第6節 工事工程の共有

受注者が週休2日を実施にあたり、受発注者は土木工事共通仕様書に基づき

1日を通していずれの作業も実施していない日の合計。
【基本算定式】休日率(%)=技術者・技能労働者の平均休日日数÷全体工期

第4節 週休2日への取組に関する手続等

受注者は、週休2日への取組を行う場合、監督員と協議の上、下記のとおり書類作成等の手続を行うものとする。

(1) 受注者は、**工事**着手前又は施工計画書提出前に、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日取得状況を証明する方法を具体的に明示し、週休2日の取得計画が確認できる「取得計画書」を作成し、監督員の確認を得たうえで、週休2日を確保するものとする。

(2) 受注者は、週休2日の取得報告書を毎月監督員へ提出するものとする。

(3) 工事しゅん工後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督員に提出するものとする。

(4) 受注者の責によらず、やむを得ず週休2日への取組が実施できないことが明らかとなった場合は、監督員と協議を行うものとする。

第5節 取得計画書及び取得報告書

5.1 取得計画書作成上の注意

取得計画書の作成に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 取得計画書の大きさはA4版とする。
- (2) 文字の大きさは原則として見出し12pt、その他10.5ptを標準とする。
- (3) 取得計画書は、工事着手前に、監督員に提出しなければならない。
- (4) 取得計画書の内容に変更が生じた場合には、速やかに変更取得計画書を作成し提出するものとする。

5.2 取得計画書の構成及び記載内容

受注者は、取得計画書に次の事項について記載するものとする。

(1) 工期及び取得計画

工期については、下記期間が明確となるよう記載を行うものとする。

- (A) 工事着手日から工事しゅん工日までの期間
- (B) 工期のうち、工場製作及び工事一時中止の期間 ((A)の内数)
- (C) 工期のうち、週休2日対象の期間 ((C)=(A)-(B))
- (D) 工期のうち、計画的に休日を取得する日数 ((C)の内数)
(休日取得日は、曜日又は指定日のいずれの記載でも可)

(2) その他

その他重要な事項について、必要により記載する。

5.3 取得報告書の構成及び記載内容

受注者は、毎月、監督員へ提出する前の月の取得報告書に、取得計画書で記載した上記5.2の「工期及び取得計画」と休日取得日数(取得実績)について記載するものとする。

第6節 工事工程の共有

受注者が週休2日を実施にあたり、受発注者は土木工事共通仕様書に基づき

着工後も工場製作などの準備期間は対象外であり、誤認を防ぐため修正

作成される工事実施工程表、月間工程表、工事進捗報告等の各種資料を用いて、受発注者間での工事工程の共有を図るものとする。

第7節 工事成績評定

週休2日相当の休日取得を行ったと認められた場合は、工事成績評定への加点評価を行う。なお、技術者交替制の週休2日の取組は受注者希望方式で行うものであるため、週休2日を実施できなかった場合の工事成績評定の減点はない。

第8節 設計変更

取得報告書で実施状況を確認の上、週休2日相当の現場閉所を行ったと認められる場合は、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、設計変更の対象とし労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費の補正を行うこととする。

なお、補正係数は、土木工事標準積算基準による。

第9節 履行実績取組証の発行

週休2日への試行工事に取り組み、以下の基準を満たした工事には履行実績取組証（以下、取組証という）を発行する。

（1）取組証の発行基準は以下のとおり。

休日取得が 21.4%（6日/28日）以上を達成した場合。

（2）取組証の発行は、工事成績評定通知時に行う。

（3）その他

取組証を取得した企業に対し、今後の発注工事において、総合評価落札方式等の技術評価を行う項目において加点評価する場合がある。

第10節 その他

（1）技術者交代方式は、現場閉所による週休2日ではなく、技術者等の休日日数で週休2日に取り組む方式である。そのため、現場閉所することなく工事を行っていたとしても、技術者等の休日が確保されていれば、必ずしも交代要員を充てる必要はない。

作成される工事実施工程表、月間工程表、工事進捗報告等の各種資料を用いて、受発注者間での工事工程の共有を図るものとする。

第7節 工事成績評定

週休2日相当の休日取得を行ったと認められた場合は、工事成績評定への加点評価を行う。なお、技術者交替制の週休2日の取組は受注者希望方式で行うものであるため、週休2日を実施できなかった場合の工事成績評定の減点はない。

第8節 設計変更

取得報告書で実施状況を確認の上、週休2日相当の現場閉所を行ったと認められる場合は、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、設計変更の対象とし労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費の補正を行うこととする。

なお、補正係数は、土木工事標準積算基準による。

第9節 履行実績取組証の発行

週休2日への試行工事に取り組み、以下の基準を満たした工事には履行実績取組証（以下、取組証という）を発行する。

（1）取組証の発行基準は以下のとおり。

休日取得が 21.4%（6日/28日）以上を達成した場合。

（2）取組証の発行は、工事成績評定通知時に行う。

（3）その他

取組証を取得した企業に対し、今後の発注工事において、総合評価落札方式等の技術評価を行う項目において加点評価する場合がある。

第10節 その他

（1）技術者交代方式は、現場閉所による週休2日ではなく、技術者等の休日日数で週休2日に取り組む方式である。そのため、現場閉所することなく工事を行っていたとしても、技術者等の休日が確保されていれば、必ずしも交代要員を充てる必要はない。

改訂理由	
注意事項	